

感発 0125 第7号
令和6年1月 25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部長
(公印省略)

予防接種センター機能推進事業実施要綱の改正について

予防接種センター機能推進事業につきましては、「予防接種センター機能推進事業実施要綱」(平成12年7月19日付け健医発第1117号保健医療局長通知)により行われているところであるが、今般、別紙新旧対照表のとおり実施要綱の一部を改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

【改正後全文】

予防接種センター機能推進事業実施要綱

1 主旨及び目的

予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されるようにすることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生の防止に万全を期することを目的とする。

また、ワクチンの安定供給に取り組むことにより、定期の予防接種の円滑かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

都道府県知事は、予防接種センター機能を備えていると認められる医療機関をその同意を得た上で予防接種センター(管内に1か所程度)に指定する。なお、この「医療機関」は、「病院」のほか地域の実情に鑑みて適切な「診療所」を指定しても差し支えない。

3 予防接種センター機能

予防接種センターは、事業目的を達成するため、以下の(1)及び(2)の機能を備えること。また、(3)の機能を備えることが望ましい。

- (1) 相談窓口を開設し、広く国民に対し予防接種に関する啓発(効果や副反応)及び情報提供(感染症に関する知識など)を実施するとともに、予防接種の事前・事後の医療相談を行うこと。
- (2) 予防接種要注意者(心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等)が安心して予防接種が受けられるよう、平日・休日・時間外に専門医師を配置し、十分な医療相談を実施するとともに予防接種を行うこと。
- (3) 医療従事者が予防接種に関する知識・技術レベルを向上させることができるよう、実技演習を含む予防接種研修を行うこと。

4 事業内容

- (1) 予防接種センター機能を有する医療機関は、次に掲げる事業の全部又は一部を実施する。なお、オ～キに掲げる事業を実施するセンターについては、年1回程度、厚生労働省に対して実施状況を報告すること。

ア 予防接種の実施等

平日、休日・時間外において、慎重に予防接種を実施する必要のある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施すること。

また、健康被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応を図るものであること。

イ 国民への予防接種に関する正しい知識や情報の提供

副反応を含む予防接種に関する正しい知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供を行うこと。

ウ 医療相談事業

予防接種要注意者に対し、予防接種の事前・事後における医療相談事業を実施すること。

また、地域における予防接種に対する支援機関として、地域の医療機関等からの相談等にも応ずるものとすること。

エ 医療従事者向け研修の実施

医療従事者において、予防接種の手技、器具の取扱い、感染防止策、感染事例、感染症の正確な知識等を学び続けるため、国が例示する最新の知見を踏まえたカリキュラムやテキストを使用するなどして、地域の医師会等と連携しつつ、医療従事者を対象とする研修を実施すること。

オ 予防接種に関する知見の創出

地域において予防接種施策を実施する上で必要となる調査研究(安全性・有効性の評価、接種率が低い要因の分析、感染症の発生動向の分析、有効な接種勧奨の方法や対象の属性など)を実施し、各地域のニーズに応じた予防接種についての知見を創出する。

カ 予防接種・感染症に関わる人材の教育

専門的な知見を有する医師等の医療従事者の確保や平素の予防接種施策の向上に資するため、センターに所属する医師等が、都道府県及び所属医療機関が認める学会や研修等への参加や、国内外の予防接種に関する先進的取組に関する情報収集の機会を確保するなど、地域における医師等の育成を行う。

キ 地域支援

オで得られた知見を自治体、保健所、医療機関等へ情報提供するとともに、他の予防接種センターと連携し、予防接種について関係者の理解を促す。

(2) ワクチン流通情報収集等事業

都道府県は、管内の卸売販売業者、定期接種実施医療機関等における定期の予防接種に使用するワクチン(以下「ワクチン」という。)の在庫状況を定期的かつ継続的に把握すること。また、管内におけるワクチンの偏在等の発生に備え、ワクチンの在庫状況及び定期接種実施医療機関等におけるワクチンの需給状況等を速やかに把握できる体制を整備し、関係者間で適宜情報共有を図るなど、ワクチンの安定供給に資する対応を実施すること。

5 費用負担

都道府県が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大

臣が別に定める「感染症予防事業等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。